

特記仕様書

業務名 : 令和6年度県営林造成事業 井光経営区路線設計等調査委託
業務場所 : 奈良県吉野郡川上村大字井光

(総則)

第1条 本業務の施行にあたっては、この特記仕様書によるほか、「森林整備保全事業調査等業務標準仕様書(奈良県令和6年7月)」(以下「標準仕様書」という。)によるものとする。
なお、標準仕様書は、奈良県環境森林部県産材利用推進課ウェブページ (<https://www.pref.nara.jp/21637.htm>) に掲載。

(施工箇所)

第2条 本業務の設計範囲は、位置図に示す範囲とする。

(業務の内容)

第3条 本業務は、設計図書により、県有林井光経営区における作業道の路線選定、現地踏査、図面作成、使用予定構造物の位置決定、積算等を行うことである。業務内容は、設計図書によるものとするが、変更が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

(技術者の要件)

第4条 本業務において管理技術者を定め、その資格は標準仕様書第2108条第3項及び第3106条第3項の規定で定められている者とする。また、「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは以下の者とする。

1. 技術士(森林土木)の登録を受けた者
2. 林業技士(森林土木)の登録を受けた者
3. RCCM(森林土木)の登録を受けた者

※ただし、2、3の場合においては入札参加資格者が、本県及び近畿他府県において森林土木にかかる委託契約を締結した経歴を有している場合とし、施工体制確認調査資料としてその契約書の写し、又は、契約の相手方が発行する履行証明の写しを提出することとする。

また、本業務において照査技術者を定め、その資格は標準仕様書第2110条第2項及び第3107条第2項の規定で定められている者とする。

(使用する図書等)

第5条 本業務に使用する図書は次のとおりとする。

- ・奈良県森林作業道作設指針
(令和5年5月24日改正 <https://www.pref.nara.jp/33533.htm>)
- ・奈良型作業道開設基準
(令和3年7月1日森生第244号 <https://www.pref.nara.jp/24097.htm>)
- ・林道事業積算構造基準(令和6年3月改正 奈良県県産材利用推進課)
- ・盛土等防災マニュアル(令和5年5月26日改正 林野庁森林整備課)
- ・その他調査職員の指示によるもの

(業務カルテ作成・登録)

第6条 受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス[TECRIS]入力システムに基づき、受注・変更・完了・訂正時に「業務カルテ」を作成し、調査職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時

は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜登録期間に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

(一般的留意事項)

第7条 本業務の実施に当たっては、次の各号に留意すること。

- (1) 調査詳細位置及び調査、設計順序については、事前に調査職員と打合せのうえ、承諾を得ること。
- (2) 調査、設計作業中、指示又は協議した重要な事項については、その内容を記録し相互に確認すること。
- (3) 調査、設計作業を円滑にするため、打ち合わせを充分に行い、作業の手戻りがないように、又、調査、設計内容の漏洩のないように努めること。
- (4) 伐採は業務遂行上必要最小限に止めるとともに、伐採した草木等は付近に整理し、第三者に被害を与えトラブルの生じることのないように努めること。
なお、事前に伐採範囲図を調査職員に提出し、承諾を得ること。

(打合せ等)

第8条 本業務における打合せの回数及び時期は次の各号のとおりとする。

- (1) 業務着手時
- (2) 中間打合せ(2回)
- (3) 成果品提出時
- (4) その他、調査職員及び管理技術者が必要と認めたとき

(成果品の引渡し及び検査)

第9条 本業務における第10条に掲げる成果品一式は、成果品一覧表とともに履行期日までに提出し、委託者の指定する日に完了検査を受けなければならない。

(成果品)

第10条 提出すべき成果品及び提出部数は以下に掲げるものうち工事全体を概略的に把握できる工程計画と概略工事費に必要なものとする。なお、ファイル形式等については調査職員と協議し、必要に応じて報告書の概要版を作成するものとする。

区 分	規 格	数 量	備 考
報告書(作業道)	A4	2部	設計説明書を含む
数量計算書	A4	2部	
積算結果	A4	2部	
平面図	A2	2部	
縦断面図	A2	2部	
構造図	A2	2部	
仮設工計画図	A2	2部	
定規図	A4	2部	
構造決定諸元表	A4	2部	
測量成果	A4	2部	
写真	A4	2部	
上記電子データ		2部	
(提出先) 奈良県高市郡高取町吉備1番地 奈良県森林技術センター 森林管理市町村連携課			写真、写真撮影位置図等及びShape、CADデータ含む

※成果品に関して、発注者が入札公告等広く一般に公表することを考慮し、第三者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は責任をもって第三者から発注者への利用許諾を得るものとする。

(その他特記事項)

- 第11条 この特記仕様書及び標準仕様書に定めなき事項、又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて調査職員と協議するものとする。
- 2 現場への部材、製品等の搬入路及び撤去など工事中の施工計画について、十分な検討を行うこと。
 - 3 成果品の納入後であっても、成果品に誤りがある場合は直ちに修正するものとする。